

9 生徒会会計細則

(総則)

第1条 本細則は本会規約第28条に基づき、これを定める。

(予算の目的)

第2条 予算は本会規約第5条達成のため、次の費用に充てる。

- (1) 生徒会行事に必要な費用
- (2) 生徒会運営に必要な費用
- (3) 各部運営に必要な費用
- (4) 慶弔に必要な費用

(予算の構成)

第3条 本会歳入出はすべて次の手順をとり、予算に編入しなければならない。

歳入出とは本会規約第25条における会計年度の一切の収入支出をいう。

- (1) 会計が方針を立案する。
- (2) 各機関は方針に沿った予算見積書及びその他の必要とする書類を会計の請求期日までに提出する。
- (3) 会計は見積書、会計監査報告、その他に沿って予算原案を作成する。
- (4) 各機関の代表者と会計による予算交渉において、予算原案を審議する。
- (5) 総会で決定する。

(予算編成前の支出)

第4条 支出は総会で予算が承認された後からとする。ただし、緊急の場合、予算の承認前でも会長が予算編成上支障ないと認めたときは支出できる。その場合の支出金は予算に繰り入れられるものとする。

(金銭の出納)

第5条 本会計の現金収入支出は担当教職員が直接当たる。支出はすべて別に定める予算請求書に基づいて行う。

(予算の流用)

第6条 予め決められた予算の支出項目以外の予算の執行は原則として認めない。ただし、やむを得ない理由のあるときは、その限りではない。予算の流用にあたってはその理由を明らかにし、常任委員会の承認を得、決算書においてそれを明示する。

(予算の費目替え)

第7条 予算項目内での費目替えを希望する場合には、書面でその内容を明らかにし、役員会の承認を得なければならない。

(予備費)

第8条 予備費の使用は次の場合とし、常任委員会の承認を必要とする。

- (1) 行事費の赤字補填の場合
- (2) 予算にない特別支出の場合
- (3) その他常任委員会で必要と認めた場合

(罰則)

第9条 各機関の不正、その他不明瞭な支出がある場合は、常任委員会に諮り、一定期間の活動を停止もしくは年度内における予算没収等の処置を取ることもある。ただし、没収予算は予備費に繰り入れる。

(繰り越しについて)

第10条 各支出項目の予算は、支出項目ごとには翌年度に繰り越すことはできない。ただし、その会計年度に支出が確定し、支払いが終わらないものについては会計の承認を得て繰り越せる。

(決算)

第11条 決算については、次の手続きを必要とする。

(1) 監査の承認

(2) 本部委員は会計帳簿に基づいて作成した決算書及び監査の報告書を添付し、総会へ提出しその承認を得る。

(生徒会積立金)

第12条 積立金は、生徒会入会金、同窓会からの補助、生徒会費からの繰入金とする。

(1) 積立金の支出について

ア 関東大会以上の大会に出場する場合、次の費用を補助する。

① 交通費の全額（原則として公共交通機関を利用すること）。

② 宿泊費（1泊2食×泊数）の半額。

ただし、高体連、高文連等からの補助がある場合は、宿泊費（1泊2食×泊数）の総額から高体連、高文連等からの補助額を差し引き、その残額の半額を②とする。

③ その他（旅行記関係、金融機関振込手数料等必要経費として役員会が認めたもの）。

1大会について1部あたり 50万円を上限とする。

*団体の場合は、各大会要項に準じ、出場者および帯同者の必要最低人数まで、個人の場合は出場者以外の帯同者1名まで、同額支給する。

イ 県以上の代表として推薦され、遠征・合宿等に参加する場合の補助金として、次の費用を補助する。

① 宿泊費・保険料・使用料の半額。ただし、交通費は含めない。

② その他（必要経費として役員会が認めたもの）の半額。

*1名につき1万円を上限とし、1事業について1部あたり15万円を上限とする。

ウ 積立金の年度末の額が200万円以上になった場合、活動支援Gおよび顧問代表者会議にて慎重に検討し、以下の用途に50万円を目途に支出することができる。ただし、次年度の関東大会以上に参加の予想される場合は、十分に検討すること。

① 各部が共有して使用できるものや部活動補助費や部費で購入できないものの購入等、部活動運営に関わる費用として使用するもの。

② 内容については、次年度予算作成時に、顧問代表者会議で検討し、企画会議、職員会議の承認を得て支出し、生徒総会に報告する。

エ その他（役員会で認めたもの）

第13条 役員会は費用概算を、職員会議の承認（企画会議の承認に替えることも可）を得て支出し、生徒総会に報告する。

昭和 46 年 1 月 29 日施行
平成 10 年 3 月 23 日改正
平成 12 年 12 月 6 日改正
平成 13 年 4 月 1 日改正
平成 22 年 4 月 1 日改正
平成 24 年 5 月 24 日改正
平成 27 年 5 月 22 日改正
令和 5 年 4 月 1 日改正
令和 7 年 4 月 1 日改正